令和2年度(2020年度)食品、添加物等の年末一斉取締りの結果について

食中毒の発生防止及び食品衛生の向上を図るため、食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用並びに食品及び添加物の適正な表示等について、年末一斉取締りを実施しました。

1 実施期間

令和2年(2020年)12月1日(火)から令和3年(2021年)1月31日(日)までの2ヶ月間

2 実施内容・結果

(1) 田崎市場年末食品一斉取締り

12月1日、熊本地方卸売市場(通称「田崎市場」)において保健所の食品衛生監視員など12名で立ち入り検査を行いました。食品関係営業施設73施設の立ち入り検査を行い、延べ3,550検体の食品を検査しました。その中で食品表示違反が1件ありましたが、発見時に店頭からの撤去および表示指導を行った。

(2) テイクアウトなどを行う飲食店への衛生指導

夏期食品一斉取締り同様、新型コロナウイルス感染症の影響によるお弁当などのテイクアウトサービスを始める飲食店に対し、電話や窓口での相談時に調理の注意点や食品表示などについて衛生指導を実施しました。

(3) 啓発・情報提供等

新型コロナウイルス感染症の拡大により、新たにテイクアウトやデリバリーを始める飲食店に対し、食中毒予防のために気を付けてほしい点や問い合わせが多い内容をわかりやすく解説した動画を作成し、ホームページで関係者に情報提供を行いました。